

災害廃棄物を搬入する際の注意事項

- **災害廃棄物を搬入できる日時**

月曜日～金曜日（祝日含む）

午前9時～12時 午後1時～午後4時30分

※年末年始は受入日が通常とことなる場合があるので事前にクリーンセンターに確認してください。

※日曜日は災害廃棄物の受入はしていません

- **搬入時には減免申請書の写しを毎回提示してください**

廃棄物処理手数料の減免申請時にお渡しする減免申請書の写しを、災害廃棄物の搬入時に計量棟の係員に提示してください。

提示がないと災害廃棄物がどうか分からず、手数料の減免ができないことがあります。

- **分別がされていない廃棄物は受入できません**

市が定める分別（ごみの種別、大きさ等）がされていないごみは受入できません。分別されていないと混雑の原因になり、他の利用者の迷惑になるためクリーンセンター場内で分別する場所や分別する道具の貸出は行っていません。次ページ以降記載の分別表を参考に、適切に分別してから運び込んでください。

- **家庭ごみと事業ごみは分別や処理方法に違いがあります**

家庭生活から生じたごみは家庭ごみ、事業活動から生じたごみは事業ごみです。

事業ごみは事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されますが、クリーンセンターでは産業廃棄物は通常受入していません。

見た目や材質が同じでもどのような活動から生じたかによって分類や処理方法が変わる品目があります。

【一般家庭からのごみ直接搬入フローチャート】

搬入場所の番号 ①可燃ごみピット ③粗大ごみ・不燃ごみピット ④資源物ストックヤード

Q1. 家庭生活より生じた乾電池・金属類・ペットボトル・缶・びん・古紙・古着に
 該当しない / 該当

Q2. 処理困難物または産業廃棄物に
 該当しない / 該当

A. 民間の産業廃棄物処理業者で処分してください
 業者に建物を取り壊してもらった際に生じた建築廃材は素材に関わらず、
 全て産業廃棄物であるため蒲郡市のクリーンセンターでは受取できません

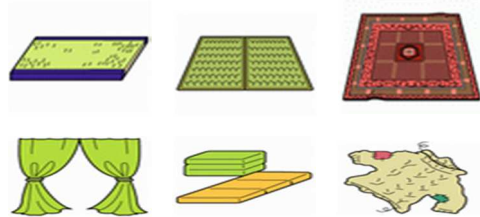
Q3. 縦横30cm以上のものに
 該当しない / 該当

Q4. やわらかくて、うすくて燃えるものに
 該当しない / 該当

A. ③-1 粗大ごみ
 クリーンセンターの
 粗大・不燃ごみピットで受入



A. ①-2 大型可燃ごみ
 (たたみ・ござ・じゅうたん・カーテン・マット
 レス・汚れた衣服等が該当)
 クリーンセンターの可燃ごみピットの
 裁断機前に降ろしてください



Q5. 燃えるものに
 該当しない / 該当

A. ①-1 燃やすごみ(生ごみ・紙・プラスチック等が該当)
 クリーンセンターの可燃ごみピットに直接投入



ビデオテー
 プはガムテ
 ープなどで
 1本ずつ
 一巻き

次ページ3から

次ページへ1

次ページへ2

前ページ3へ

前ページ1から

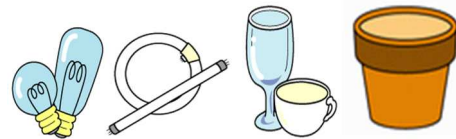
前ページ2から

Q6. ほとんどガラスや陶磁器からできているものに
該当しない / 該当

A. ③-2 こわすごみ
クリーンセンターの③番粗大・不燃ごみピット
で受入 複数の素材からできているもの
(例 フラスチックと金属の複合物など)



A. ③-3 埋めるごみ
クリーンセンターの③番粗大・不燃ごみピットで受入 **1日あたり350kg まで**



Q7. 乾電池に
該当しない / 該当

Q8. 90%くらいが金属からできていて
縦横30cm以下のものに
該当しない / 該当

A. ④-1 乾電池
クリーンセンターの④番
資源物ストックヤードで受入



A. ④-2 金属類
クリーンセンターの④番資源物ストック
ヤードで受入



Q9. ペットボトル・缶・びん・古紙・古着のうち
資源化できるきれいな状態のものに
該当しない / 該当

A. ④-3 ペットボトル・缶・びん・古紙・古着
クリーンセンターの④番資源物ストックヤードで各品目別に分けてあれば受入



家庭ごみ

※家庭生活から生じたごみ（家庭系一般廃棄物）

【一般家庭の家屋から生じたごみ（建物の構造物などの建築廃材除く）】

家庭ごみは以下の8種類にあらかじめ分別してから持ち込んでください

①-1 燃やすごみ →①番可燃ごみピットへ

縦横30cm以内の紙くずや草、繊維などは燃やすごみが該当します、他のごみと混入せずに搬入してください。

燃やすごみは①番可燃ごみピットに直接投入します。

プラスチックの場合は、縦横30cm以内でプラスチックのみで構成されているなら燃やすごみですが、プラスチック製のおもちゃなどプラスチック以外の素材（金属など）も混ざって構成されている複合物は③-1 こわすごみとして受入します。

①-2 大型可燃ごみ →①番可燃ごみピット裁断機前へ

布団、座布団、カーテン、カーペット、じゅうたん、マットレス、たたみ等の縦横30cmを超える大きさの燃やすものは大型可燃ごみに該当します、30cm以内の大きさの燃やすごみや他のごみとは混入せずに搬入してください。

濡れたもの、泥のついたものは切断機にかけることができませんので乾かしてから搬入してください。

大型可燃ごみは直接可燃ごみピットには投入できないため①番可燃ごみピット内の裁断機前で受入します。

③-1 粗大ごみ →③番粗大・不燃ごみピットへ

幅、奥行とも80cm以内、長さ（高さ）180cm以内、重量100kg以内の家具や家電などが該当します、他のごみと混入せずに搬入してください。

一般搬入者で混雑している時間帯では、搬入1回につき1車10個程度の搬入量制限を行う場合があります。

粗大ごみは③番粗大・不燃ごみピットで受入します。

③-2 こわすごみ →③番粗大・不燃ごみピットへ

縦横30cm以下で、プラスチックと金属の複合物はこわすごみに該当します、他のごみと混入せずに搬入してください。

こわすごみは③番粗大・不燃ごみピットで受入します。

③-3 埋めるごみ →③番粗大・不燃ごみピットへ

縦横30cm以下の日常的に使用するガラス・陶磁器製の食器や家具（ガラスの置物 皿 せともの 植木鉢 つぼ など）などが該当します、他のごみと混入せずに搬入してください。

1日1回1車軽トラック一杯程度（約350kg）の受入量制限があります。

埋めるごみは③番粗大・不燃ごみピットで受入します。

建物に埋め込まれているガラス板や、がれき類（コンクリートブロック・土・砂利・砂・石・レンガ・瓦・タイル）については、建物の構造物を解体した建築廃材ですので、その建物が一般家庭の家屋でも、事業用の建物のどちらであっても業者に取り壊してもらえば全て産業廃棄物に該当するため受け入れできません。

④-1 乾電池 →④番資源物ストックヤードへ

乾電池が該当します。

資源物は④番資源物ストックヤードで受入します。

自動車用バッテリーは処理困難物のため受入できません。

④-2 金属類 →④番資源物ストックヤードへ

縦横30cm以下で、90%くらいが金属からできているものが該当します。

資源物は④番資源物ストックヤードで受入します。

④-3 ペットボトル・缶・びん・古紙・古着 →④番資源物ストックヤードへ

ペットボトル・缶・びん・古紙・古着のうち、資源化できるきれいな状態である場合のみ該当。ペットボトル・缶・びんは中身が入っていると受取できません。

資源物は④番資源物ストックヤードで各品目別に分けてあれば受入します。

ただし、災害から生じたものの場合、汚れていて資源化ができない状態であることがほとんどです。汚れていたり、破損していたりして資源化できない状態の場合は下記のように分別してください。

資源物の品目だが、資源化できない状態である場合の分別

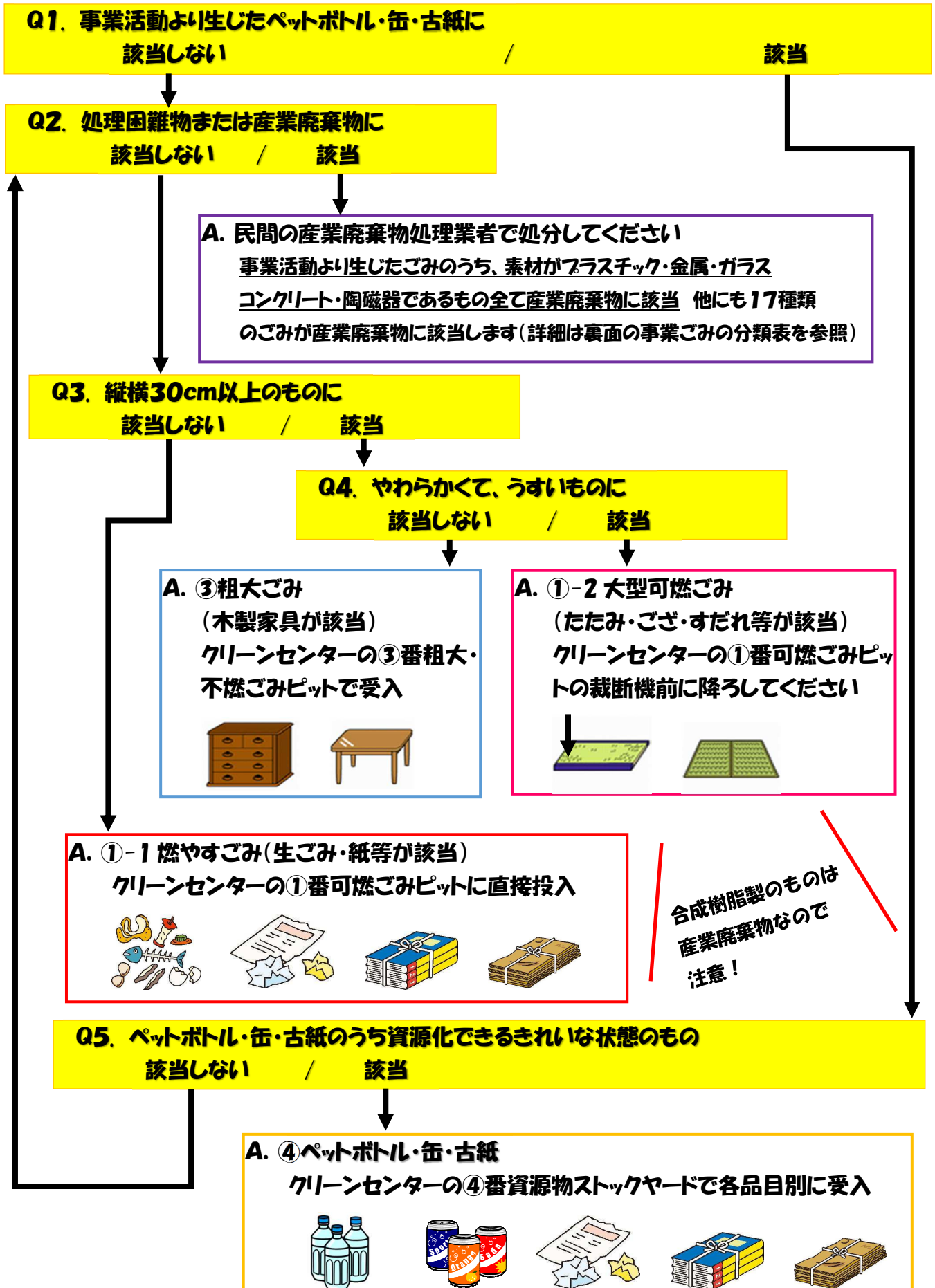
ペットボトル・縦横30cm以下の紙・古着	→ ①-1 燃やすごみ
縦横30cm以上の古紙・古着	→ ①-2 大型可燃ごみ
缶	→ ③-2 こわすごみ
びん	→ ③-3 埋めるごみ

家庭系一般廃棄物の各品目別の分別については
「ごみの出し方便利帳」を参照

<http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/kankyo/benricho.html>

【事業所からのごみ直接搬入フローチャート】

搬入場所の番号 ①可燃ごみピット ③粗大ごみ・不燃ごみピット ④資源物ストックヤード



〇事業ごみの分類表

蒲郡市内の市有か民間業者の一般廃棄物処理施設

県知事等より許可を受けた民間業者が運営する産業廃棄物処理施設

事業系一般廃棄物	<p>可燃ごみ</p> <p>生ごみ 茶殻 タバコの吸殻 落ち葉 髪の毛 草 </p> <p>紙くず【書類・ちり紙・紙コップ等】</p> <p>従業員の飲食に伴って発生したプラスチック製の弁当がら・カップ麺の容器・菓子袋・トレイ</p> <p>木くず【割り箸・木製家具・剪定枝】※建設業の工作物新築・改築・除去に伴うものや、木材または木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業に伴う木くずは産業廃棄物。業種に関わらず、木製パレットやPCBが付着している木くずは全て産業廃棄物。</p>
	<p>資源 紙類</p> <p>新聞紙 雑誌 電話帳 ダンボール 伝票 紙パック 書類 OA用紙 機密文書 等 </p>
産業	<p>廃プラスチック類</p> <p>ペットボトル 白色トレイ ビニール袋 ビニール紐 </p> <p>発泡スチロール プラスチック製品 ポリ容器 PPバンド</p> <p>プラスチック製容器包装（弁当がら カップ麺の容器 菓子袋 トレイ）樹脂製のネット・ロープ・シート </p> <p>※ 事業所から排出されるものは全て該当します。</p>
	<p>金属くず</p> <p>空缶 金属製ロッカー スチール製事務用品 </p> <p>電気設備機器 パイプ 金網 傘の金属部分 等</p> <p>※ 事業所から排出されるものは全て該当します</p>
廃棄物	<p>ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>びん 蛍光管 割れた窓ガラス 電球 レンガ 陶磁器 等 </p> <p>※ 事業所から排出されるものは全て該当します。</p>
	<p>家電リサイクル法が適用されるもの（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、適正なりサイクルルートで処理する必要があります。適用されない家電については産業廃棄物として処理してください。産業廃棄物も再生利用できる場合がありますので、適正な処理を行っている再生利用業者に引き渡すなどして、ごみ減量に努めてください。</p> <p>産業廃棄物は、上記3種類だけではなく、全部で20種類あります。</p> <p>あらゆる事業活動に伴うもの</p> <p>燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず</p> <p>【ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず】 鋳さい がれき類 ばいじん</p> <p>特定の事業活動に伴うもの</p> <p>紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 家畜の糞尿 家畜の死体</p> <p>以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例 有害汚泥のコンクリート固形化物など）</p>

- ※ 産業廃棄物については、排出事業者側にマニフェストを発行・管理する義務があります。
- ※ 誤った廃棄物処理は、「廃掃法」違反です。家庭ごみとは基準が異なりますので注意を。

事業ごみ

※事業活動から生じたごみ（事業系一般廃棄物）

【店舗・工場などの事業用の建物から生じたごみ】

事業ごみは以下の4種類にあらかじめ分別してから持ち込んでください

①-1 燃やすごみ →①番可燃ごみピットへ

縦横30cm以内の紙くずや草、繊維などは燃やすごみに該当します、他のごみと混入せずに搬入してください。

ただし事業活動より生じた廃プラスチック類は産業廃棄物に該当するため、受入できません。合成繊維や樹脂も廃プラスチック類のため受入不可。

燃やすごみは可燃ごみピットに直接投入します。

②-2 大型可燃ごみ →①番可燃ごみピットへ

縦横30cmを超える大きさの燃やすものである、合成樹脂が入っていないたたみ、ござ、すだれ等が大型可燃ごみに該当します、縦横30cm以内の燃やすごみとは混入させないように搬入してください。

濡れたもの、泥のついたものは裁断機にかけることができませんので乾かしてから搬入してください。

たたみ、布団、座布団、カーテン、カーペット、じゅうたん、マットレス等は合成繊維や合成樹脂が使用されているものがあり、それらが使用されている場合は廃プラスチック類であり、産業廃棄物に該当するため受入できません。

濡れたもの、泥のついたものは切断できませんので乾かしてから搬入してください。

大型可燃ごみは直接可燃ごみピットには直接投入できないため可燃ごみピット内の裁断機前で受入します。

③ 粗大ごみ →③番粗大・不燃ごみピットへ

幅、奥行とも80cm以内、長さ（高さ）180cm以内、重量100kg以内の木製家具が該当します、他のごみと混入せずに搬入してください。

事業活動から生じた粗大ごみは、プラスチック、金属、ガラス・コンクリート・陶磁器製のものは産業廃棄物に該当するため受入できません。

産業廃棄物に該当しない受入可能な粗大ごみは木製家具くらいしかありません。

一般利用者で混雑している時間帯では、搬入1回につき1車10個程度の搬入量制限を行う場合があります。

粗大ごみは粗大・不燃ごみピットで受入します。

④ ペットボトル・缶・古紙 →④番資源物ストックヤードへ

ペットボトル・缶・古紙のうち、資源化できるきれいな状態である場合のみ該当。

ペットボトル・缶は中身が入っていると受取できません。

資源物は④番資源物ストックヤードで各品目別に分けてあれば受入します。

ただし、災害から生じたものの場合、汚れていて資源化できない状態であることがほとんどです。汚れていたり、破損していたりして資源化できない状態の場合は下記のように分別してください。

資源物の品目だが、資源化できない状態である場合の分別

ペットボトル	→ 産業廃棄物の廃プラスチック類に該当するため受入できません
缶	→ 産業廃棄物の金属くずに該当するため受入できません
古紙	→ ①燃やすごみ

問合せ先

環境清掃課（蒲郡市クリーンセンター）

〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土1

TEL 57-4100 FAX 57-3924

ホームページ：<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>